

千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則の概要

【制定理由】

千葉県過疎地域県税課税免除条例（令和3年千葉県条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるもの。

1 制定内容

（1）畜産業又は水産業を行う個人の事業税の課税免除に係る所得金額の算定方法

県内の過疎地域の市町村が策定する市町村計画で定める区域（産業振興促進区域）内において畜産業又は水産業を行う個人が、併せて県内の産業振興促進区域以外の地域において事務所又は事業所を設けて事業を行う場合における課税免除に係る所得金額の算定方法を定める。（第2条関係）

【課税免除に係る所得金額の算定方法】

$$\text{課税標準となる所得金額} \times \frac{\text{産業振興促進区域内に有する畜産業又は水産業に係る事務所等の従業者数}}{\text{県内に有する事務所等の従業者数}}$$

（2）課税免除に関する届出書及び添付書類

課税免除を受けようとする者が提出する届出書の様式及び添付書類を定める。（第3条関係）

（3）課税免除通知書

課税免除を決定した場合に、当該課税免除を受ける者に通知する書類の様式を定める。（第4条関係）

（4）旧千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則の廃止

千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則（平成22年千葉県規則第39号）を廃止する。（附則第2項関係）

（5）経過措置

条例附則第3項に規定する者について、廃止前の規則の規定がなおその効力を有するよう経過措置を設ける。（附則第3項関係）

2 施行期日

公布の日から施行する。（条例の施行日と同日）

【参考】

県内の過疎地域の市町村

勝浦市、南房総市、鴨川市（旧天津小湊町）、旭市（旧干潟町）、東庄町、長南町、大多喜町、鋸南町